

議案第56号

米原市子ども療育センター条例を廃止する条例について

米原市子ども療育センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

平成27年10月1日から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の規定に基づく障害児通所支援事業を米原市地域包括医療福祉センターに設置する児童発達支援センターにおいて実施するため、この案を提出するものである。

米原市こども療育センター条例を廃止する条例

米原市こども療育センター条例（平成 24 年米原市条例第 5 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。